

第1条（オークション規則の準用）

本規程に定めなき事項に関しては USS オートオークション規則および他の諸規程によるものとする

第2条（出品コーナー概要）

- ①本コーナーは全車売切りスタートとする
- ②割戻制度は別途定めている規程に準ずるものとする

第3条（出品条件）

1. 出品が認められる 9MAX コーナー車両は下記の条件を満たすものとする
 - ①自走可能な車両であること
 - ②現状で燃料、オイル、クーラント等の漏れがないこと
 - ③スタート価格が9万円を超えないこと
 - ④事故箇所の損傷が軽微であること。USS グループの事故・現状車コーナーに該当する車両でないこと
 - ⑤別途USS 北陸会場が定めるコーナー区分で中・大型バントラコーナー、特殊車に該当する車両でないこと
2. 上記の条件を満たす車両であっても、USS が出品車両としてふさわしくないと判断したものについては出品を制限することができる
3. 会員は USS によって出品が拒絶されたことを理由として、USS に対し陸送費等会員が出品の準備に要した費用の請求をすることができない

第4条（車両検査）

前条第1項4号に該当する出品車については、原則として車両検査は行わない。（評価点なし）

第5条（出品・落札に関するペナルティ）

出品・落札に関するペナルティについては、別表1のとおりとする

第6条（書類に関するペナルティ）

書類に関するペナルティについては、別表2のとおりとする

第7条（クレームの内容）

1. クレームの内容は、代金減額請求と契約の解除とする
2. 別表3に該当する場合に限り代金減額請求および契約解除が可能なものとする。また、契約解除受付期限・ペナルティ・損害賠償の基準についても別表3のとおりとする
3. 別表3に記載無き場合でも、USS が代金減額請求または契約解除が相当であると認めたものについてはこの限りではない

別表 1

《出品・落札規程記載のペナルティ》

項目	内容
出品・落札規程第 12 条第 1 項 キャンセルペナルティ支払による解除 セリにおける買い間違い、売り間違い	キャンセルペナルティについて、金 5 万円を金 2 万 5 千円とする
出品・落札規程第 12 条第 2 項 キャンセルペナルティ支払による解除 商談における買い間違い、売り間違い	キャンセルペナルティについて、金 10 万円を金 5 万円とする

別表 2

《書類規程記載のペナルティ》

項目	内容
書類規程第 6 条第 4 項 譲渡書類の有効期限	早期名変ペナルティ金 2 万円を金 1 万円とする
書類規程第 13 条第 2 項 譲渡書類の遅延ペナルティ	遅延ペナルティ金 1 万円を金 5 千円とする
書類規程第 14 条第 1 項 譲渡書類の遅延および紛失等によるキャンセル	キャンセルペナルティ金 10 万円を金 5 万円とし書類規程第 13 条所定の書類遅延ペナルティについては上記とする
書類規程第 14 条第 2 項 譲渡書類の遅延および紛失等によるキャンセル	キャンセルペナルティ金 15 万円を金 7 万 5 千円とし契約解除日までの期間の書類遅延ペナルティは上記とする
書類規程第 18 条第 2 項 名義変更遅延ペナルティ	名義変更遅延ペナルティ金 1 万円を金 5 千円とする
書類規程第 19 条第 2 項 軽自動車の名義変更遅延ペナルティの特則	名義変更遅延ペナルティ金 2 万円を金 1 万円とする
書類規程第 25 条第 2 項 自動車税未納	遅延ペナルティ金 1 万円を 5 千円とする

書類規程第 26 条第 3 項 譲渡書類の差替請求	禁止行為によるペナルティ金 3 万円を金 1 万 5 千円とする
書類規程第 26 条第 4 項 譲渡書類の差替請求	差替ペナルティ金 2 万円を金 1 万円とする
書類規程第 27 条第 2 項 譲渡書類の再交付請求	禁止行為によるペナルティ金 3 万円を 1 万 5 千円とする
書類規程第 29 条第 1 項 譲渡書類の再交付ペナルティ	1 点に対する書類再交付ペナルティ金 3 万円を金 1 万 5 千円とし、上限金 10 万円を金 5 万円とする
書類規程第 30 条第 1 項 軽自動車の譲渡書類再交付ペナルティの特則	1 点に対する書類再交付ペナルティ金 3 万円を金 1 万 5 千円とし、上限金 10 万円を金 5 万円とする
書類規程第 31 条第 2 項 担保設定等	遅延ペナルティ金 1 万円を金 5 千円とする
書類規程第 32 条第 2 項 自動車リサイクル法における引取り報告等	遅延ペナルティ金 1 万円を金 5 千円とする
書類規程第 33 条第 2 項 交通違反等による車検拒否について	遅延ペナルティ金 1 万円を金 5 千円とする
書類規程第 34 条 交通違反等	違反ペナルティ金 3 万円とする

別表 3

《落札店から代金減額請求および契約解除可能なクレーム》

クレーム内容	契約解除 受付期限	ペナルティ	損害賠償の基準
移転登録書類の全部または一部の 引渡し日がオークション開催日を含 む 1 か月以上遅延した車両	出品店が契約解除 の通知をするまで	キャンセルペナ ルティ 5 万円 + 別表 2 記載の書 類遅延ペナルテ ィ	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
盗難、車台ナンバー改ざん等によ り完全な所有権の移転ができない 車両（盗難車等を理由として車両 または譲渡書類が裁判所の保全決 定、刑事事件の証拠とし差押押収 された場合、出品店へ車両または 譲渡書類の返還なしに契約を解除 することができる）	無期限	5 万円	落札車両代金（落札店から の申告がオークション開催 日から 6 か月を超えている 場合は、U S S オートオー クションにおける相場価格 による） 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額 加修費 名義変更にかかる実費

担保設定等により完全な所有権の移転ができない場合で、当該担保等を申告があった日を含む 1 か月間以内に出品店がそれを抹消できない車両 リサイクル法における引取り報告、交通違反等により所有権の移転または車検の取得ができない場合で、出品店が申告のあった日を含め 1 か月以内に瑕疵の治癒ができない車両	開催日を含む 6 か月以内	5 万円 ＋ 別途 2 記載 の遅延ペナ ルティ	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額 加修費 名義変更に掛かる実費
接合車	開催日を含む 6 か月以内	なし	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額 加修費 名義変更に掛かる実費
災害車 (冠水車歴、消火剤散布歴車等)	開催日を含む 3 か月以内		
・メーター改ざん車両 ・純正メーター交換により走行距離が変わる車両 ・桁数の不足によりメーターが 1 周以上し走行距離が変わる車両	開催日を含む 6 か月以内、ただし整備手帳等から判明する場合は整備手帳受領日を含む 1 か月以内	5 万円	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額 加修費 転売後の実費（販売利益は含まない）
メーター改ざん車両(U S S が認める海外データを根拠とするもの)	開催日を含む 1 か月以内	なし	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額
規格外メーターに交換され走行距離が変わる車両		2 万 5 千円	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額 加修費 転売後の実費（販売利益は含まない）
社外メーターが取り付けられ走行距離が変わる車両			落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額
トラック等のキャビン交換により走行距離が変わる車両			落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額
・メーター交換申告の相違 ・走行不明申告の相違	譲渡書類 到着日を含む 1 か月以内	なし	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額

・型式・排気量の相違 ・初度登録年の相違 ・グレードの相違 ・準グレード（限定車、記念車、パッケージ等）の相違 ・並行輸入車の申告漏れ ・登録遅れ車（輸入車は除く） ・実存しない年式 ・乗車定員の申告相違 ・積載量の申告相違 ・新車整備手帳の欠品（メーカーによる保証期間を過ぎているものは除く）	譲渡書類 到着日を含む 5 日以内	なし	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額
・エンジンの相違（ターボ無し等） ・シフト、S R、P S、P W、ナビ、T V、A C、W A C、A A C、革シート、エアバック、A B S、ハンドル位置、駆動方式等の仕様の相違 ・車名の相違 ・後期モデルの申告の相違 ・輸入車用年式申告の相違（モデル年式をあらわさないメーカーについては、U S S が妥当でないとみとめたもの） ・軽自動車の普通車再登録の申告漏れ ・積算計不動（走行不明車およびメーター改ざん車は除く）	開催日を含む 5 日以内	なし	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額
・シフト乗せ替え改造（公認は除く） ・エンジン規格外 ・エンジン内部の改造 ・エンジン型式の打刻欠損	開催日を含む 1 か月以内		
車歴の相違（ワンオーナーを含む、ただしキャブオーバー形状のトラックおよび乗車定員 11 人以上のバスにおける事業用・レンタカーの申告漏れは除く）	譲渡書類到着日を含む 10 日以内、ただし整備手帳等から判明する場合は整備手帳受領日を含む 5 日以内		

ただし、**別表 3** の記載事項相違車両のクレーム内容について、出品店が落札車両代金全額の受け取りを放棄（車両代金全額の代金減額を希望）した場合、契約の解除は行えないものとする

※加修費については中古部品を元に算出し、上限を車両代金までとします。また他に流用が可能であると U S S が認めた部品（A W、エアロパーツ等）については、加修費から除くものとする

2025 年 4 月 12 日から施行